第五十条第一項中「第三十五条第三項若しくは第四項」を「第三十五条第三項から第五項まで」に改め、「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、同条第二項第一号中「（期限内申告書）」を「（期限内申告）」に改め、同項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項（過少申告加算税）」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「相続税法第三十一条第二項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする」に改める。

（消費税法の一部改正）

第五条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　適格請求書発行事業者　第五十七条の二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。

第二条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　軽減対象課税資産の譲渡等　課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。

第二条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　軽減対象課税貨物　課税貨物のうち、別表第一の二に掲げるものをいう。

第二条第四項中「おいて、」を「おいて」に改める。

第四条第四項に次のただし書を加える。

ただし、国外事業者が恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四（定義）又は法人税法第二条第十二号の十八（定義）に規定する恒久的施設をいう。）で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。以下この項において同じ。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとし、事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等（所得税法第九十五条第四項第一号（外国税額控除）又は法人税法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。）で行う特定仕入れのうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国内以外の地域で行われたものとする。

第四条第五項第二号中「（定義）」を削る。

第六条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第二の二」に改める。

第八条第一項中「少額なものとして」を削り、「を超える」を「以上となる」に改め、同条第二項中「証する書類」の下に「又は電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）」を加え、同項ただし書中「書類」の下に「若しくは電磁的記録」を加える。

第九条第一項中「である者」の下に「（適格請求書発行事業者を除く。）」を加え、同条第五項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項中「国内において」を「国内における」に、「及び第十二条の二第三項」を「、第十二条の二第三項及び第十二条の四」に、「同条第二項」を「第十二条の二第二項」に改める。

第十二条の二第一項及び第十二条の三第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

（高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例）

第十二条の四　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産（棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り（以下この項において「高額特定資産の仕入れ等」という。）を行つた場合（他の者との契約に基づき、又は当該事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設、製作又は製造（以下この項において「建設等」という。）をした高額特定資産（以下この項において「自己建設高額特定資産」という。）にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつた場合（第二号において「自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合」という。）には、当該高額特定資産の仕入れ等の日（次の各号に掲げる高額特定資産の区分に応じ当該各号に定める日をいう。）の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間（自己建設高額特定資産にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは第三項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

一　高額特定資産（自己建設高額特定資産を除く。）　当該高額特定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日

二　自己建設高額特定資産　当該自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合に該当することとなつた日

2　前項に規定する高額特定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における同項の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第六項中「限る。）」の下に「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間」を加え、「又は」を「若しくは」に、「第十二条の三」を「第十二条の四」に改め、同条第七項中「同項」を「、同項」に改め、同条第十一項中「第十二条の三まで、第三十七条第二項から第七項まで」を「第十二条の四まで、第三十七条第三項から第八項まで」に改め、「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える。

第二十九条中「百分の七・八」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率」に改め、同条に次の各号を加える。

一　課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等を除く。）、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（軽減対象課税貨物を除く。）　百分の七・八

二　軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物　百分の六・二四

第三十条第一項中「掲げる課税標準額に対する」を「掲げる」に、「支払対価の額に百十分の七・八を乗じて算出した」を「適格請求書（第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。第九項において同じ。）又は適格簡易請求書（第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第九項において同じ。）の記載事項を基礎として計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第六項中「第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいい、」及び「及び第九項第一号」を削り、同条第七項中「同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額」を「請求書等の交付を受けることが困難」に改め、同条第八項第一号ハ中「内容」の下に「当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を加え、同号ニ中「第一項に規定する」を削り、「の